

ホタルの保護に関する規制の強化について（案）

1 規制強化の背景

「熊谷市ホタルの保護に関する条例」により、ホタルの捕獲や生息の妨げとなる行為を禁止し、ホタル保護を推進しておりますが、ホタルの卵、幼虫及び成虫の捕獲や餌となるカワニナ等貝類の採取行為が発生しています。

ホタルの捕獲や餌となるカワニナ等貝類の採取行為は、ホタルの減少の主な原因となるため、同行為を抑止する必要性が高まっています。

水環境保全に関する取り組みは、市総合振興計画においても、施策「豊かな自然を保全する」の中でホタルの保護を掲げており、清らかな水環境のシンボルであるホタルは市民の関心も高く、水環境保全の一層の高まりが期待できます。

このことから、職員の定期的な巡回を実施するとともに、ホタルの捕獲等禁止行為に対し地方自治法に規定する罰則規定を適用し、ホタル保護の促進を図るものです。

2 規制の強化概要

（1）罰則の内容

罰則は、道徳心だけでは対応できない者に対する対抗策として、行政上の秩序罰である「過料」とし、金額については、有効な「抑止力」とするため、地方自治法に基づく最高額である、「5万円以下」とするものです。

（2）罰則対象となる行為

①保護重点区域における、ホタルの捕獲。

ただし、以下のアからオで、市長が認めた場合は、ホタルの捕獲を許可することを考えています。

ア：研究又は調査をする必要があるとき。

イ：教材として使用する必要があるとき。

ウ：ホタルを市内の自然に返すため、保護増殖させる必要があるとき。

エ：水路の改修工事等により一時的に保護が必要となったとき。

オ：環境保全の意識啓発を目的とした催事で一時的に捕獲するとき。

②保護重点区域における、ホタルの生育の妨げになる行為。

以下の禁止行為を考えています。

ア：カワニナ等ホタルの餌（えさ）となる貝類の採取。

イ：ホタルの幼虫が上陸する期間（4月1日から6月30日までの期間）の草刈り又は草焼き

ウ：ホタルの幼虫が上陸する期間（4月1日から6月30日までの期間）の除草剤又は殺虫剤の散布

(3) 罰則対象となる区域

熊谷市ホタルの保護に関する条例第5条で指定された保護重点区域です。現在、押切、樋春、千代、柴北、柴南、小江川、上新田の7区域が指定されています。

(4) 罰則周知の方法

市報、市ホームページ、広報物等で広く周知します。また、ホタルの鑑賞マナーや水辺環境の保全に繋がる広報活動も行います。保護重点区域には、区域の所在、罰則規定を明記した看板を設置し、注意喚起を促します。

3 規制の強化開始予定時期

規制強化の創設に必要な条例改正等の整備を行い、十分な周知期間を確保したうえで実施するため、平成29年7月1日からを予定しています。